

外部サプライヤー管理義務 デジタルアクセシビリティ

サプライヤーが設計もしくは提供する、またはサプライヤーが Barclays の活動を行う際に使用する音声・映像コンテンツ、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、モバイルアプリ、ソフトウェアおよび情報端末などのユーザーインターフェースを備えた製品、サービス、情報および技術（以下「**デジタル製品**」）はいずれも、すべての適用法（2010年英国平等法を含む）に従い、障がいのある方を含むすべての人がアクセスできるものでなければなりません。**デジタル製品**は、ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン(WCAG)の [v2.1 AA レベル](#)以降の版で定められているアクセシビリティ要件など、国際的に認められている最新のアクセシビリティ規格（「**デジタルアクセシビリティ規格**」）を満たしている必要があります。

サプライヤーは、すべての **デジタル製品**（その後の大幅な更新や新バージョン、後継機種を含む）が、**デジタルアクセシビリティ規格**を満たしていることをサプライヤーの費用負担において継続的に確認するものとします。

デジタル製品が**デジタルアクセシビリティ規格**を満たしているということは、Barclays のお客様や障がいのある方を含むすべての人が簡単に見たり、聞いたり、理解したり、使用したりできることを意味します。障がいのある方が当社のデジタル製品を使用することから取り残されたり置き去りにされたりしないようにするために、法的要件、商業的機会、道徳的義務があります。

Barclays は、サプライヤーがデジタルアクセシビリティ規格を満たしているかどうかを定期的に確認する場合があります。これには、障がいのある方が当社のデジタル製品の使用から取り残されたり置き去りにされたりしないようにするための法的要件、商業的機会、道徳的義務が含まれます。

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
アクセス可能なデジタル製品の設計と提供	1. デジタルアクセシビリティ規格への適合	<p>契約の締結以降、サプライヤーは本デジタル製品に重要な変更（主要なアップグレードなど）があるたびに自社のデジタル製品が最新のデジタルアクセシビリティ規格に適合していることを継続的に自らの費用で確認しなければなりません。</p> <p>サプライヤーは、任意の製品アクセシビリティテンプレート（VPAT）または同等のアクセシビリティ適合レポート（ACR）を提供することにより、そのような適合性を立証できなければなりません。</p> <p>サプライヤーがデジタルアクセシビリティ規格を満たしていない場合、サプライヤーは改善ロードマップを提供する必要があります。見つかった問題は、相当の期間内（12ヵ月以内）に解決されるものとします。</p>	<p>Barclaysの顧客および従業員のシステムではデジタルアクセシビリティの程度が不十分である場合、障がいのある方が使用することが困難または不可能になり、顧客満足度が低下するだけでなく、法的、評判、行動上のリスクが発生します。</p> <p>サプライヤーは、障がいのある方のアクセシビリティに関するニーズを満たし、多様性を受容するデジタル製品を提供するために、関連するアクセシビリティ規格、技術革新、ベストプラクティスが業務に組み込まれていることを示すことができます。</p>
	2 アクセシビリティの監視と報告	<p>サプライヤーは、契約期間中、アクセシビリティへの適合を維持するために、VPAT（または同等のアクセシビリティ適合性報告書）で不適合が確認された場合にはそれを追跡、監視、および修正するための明確な説明能力を備えた、ポリシー、プログラム、およびプロセスを含むがこれらに限定されない確立されたアクセシビリティフレームワークを策定する必要があります。これに</p>	<p>サプライヤーは、Barclaysの顧客に提供するすべてのデジタル製品について、アクセシビリティへの適合を示す根拠を提供しなければならず、また、不適合が認められた場合には、それらを適時かつ自己の費用負担において是正しなければなりません。</p> <p>アクセシビリティへの取り組みや方針を持つサプライヤー、説明責任のある指導者、訓練を受けたスタッフは、製品がお客様</p>

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
		<p>は、少なくとも6ヶ月ごとに、サプライヤーの責任業務執行者に適合レベルと改善の進捗（該当する場合）を監視し報告するプロセスを含める必要があります。</p> <p>デジタルアクセシビリティ規格は、サプライヤーの製品開発ライフサイクル、調達プロセス、およびスタッフ研修に織り込まれている必要があります。</p>	<p>にとって利用しやすいものであることを確実にするよう努めるものとします。</p>
	<p>3. 特注のデジタル製品およびサービスの組織的ベンチマーク</p>	<p>特注のデジタル製品を設計または提供するサプライヤーは、適切なアクセシビリティ成熟度モデルを使用して、デジタルアクセシビリティに関する組織の成熟度のベンチマーク評価を行う必要があります。</p> <p>上記のアクセシビリティ成熟度モデルは、組織のスタッフトレーニング、顧客との協議、合理的な調整、リーダーシップおよび人材供給、設計システム、内部開発プロセスおよび外部調達慣行にアクセシビリティを取り入れるための構造的かつ体系的なアプローチを提供するものです。</p>	<p>標準的なデジタル製品を提供するサプライヤーは、その製品のアクセシビリティを監査することができる一方で（管理1および2で説明する「対象」）、カスタマイズ化されたデジタルサービスおよびソリューションを提供するサプライヤー（カスタムウェブサイトを開発または構築するデジタル代理店など）は、組織の成熟度のベンチマーク評価を行うことにより、その製品、サービスおよび文化にアクセシビリティを取り入れるためのプロセスを確立していることを実証する必要があります（「手段」）。これにより、現在および将来における特注の製品のアクセシビリティの確保をより強化することができます。</p>